

1. 計画の趣旨

- 平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。
- 大規模自然災害に備え、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を兼ね備えた強靱な地域づくりに向けて、三豊市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、基本計画や香川県との調和を図るとともに、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと策定するものです。

2. 計画期間

策定から令和5年度まで

- 本計画の内容は、基本計画に準じて概ね5年ごとに見直します。
- 今回の計画期間に限り、三豊市第2次総合計画の前期基本計画の終期と合わせることであります。

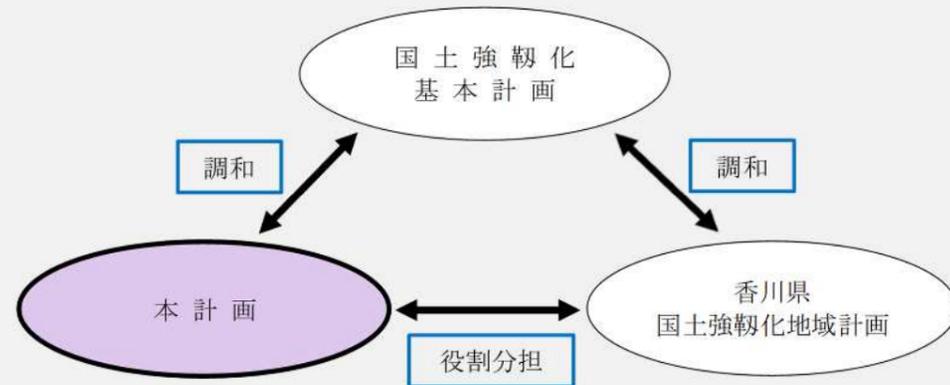
3. 計画対象区域

三豊市内全域

- 広域にわたる大規模自然災害が発生した場合は、国・県・近隣自治体等との連携・協力を考慮します。

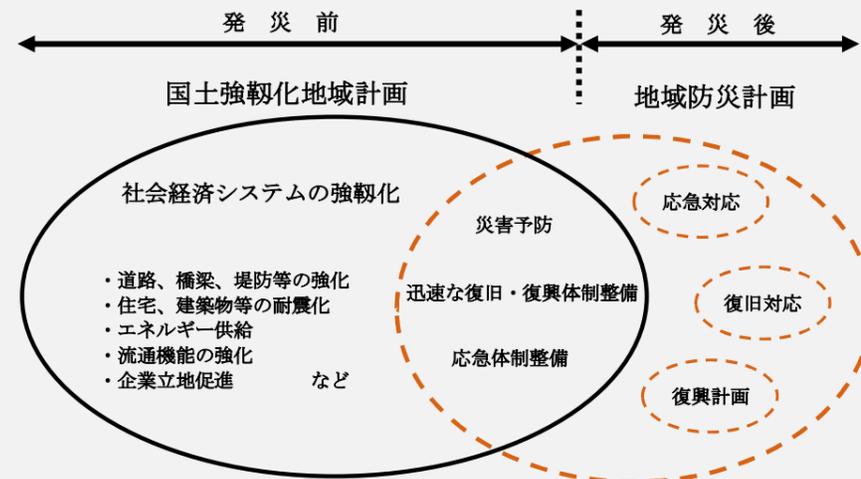
4. 他の計画との関係

(1) 国・香川県の国土強靱化計画との関係



(2) 三豊市第2次総合計画及び三豊市地域防災計画

- 本計画は、三豊市第2次総合計画との整合を図って策定します。
- 本計画は、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の上位計画であり、国土強靱化地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行います。



5. 計画策定の基本方針

- 大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、脆弱であると評価した部分に何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行ったうえで、PDCAサイクルを繰り返すことにより推進します。

6. 基本目標

- 市民の生命を守る
- 市と地域社会の重要な機能を維持する
- 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- 迅速な復旧・復興を行う

7. 事前に備えるべき目標

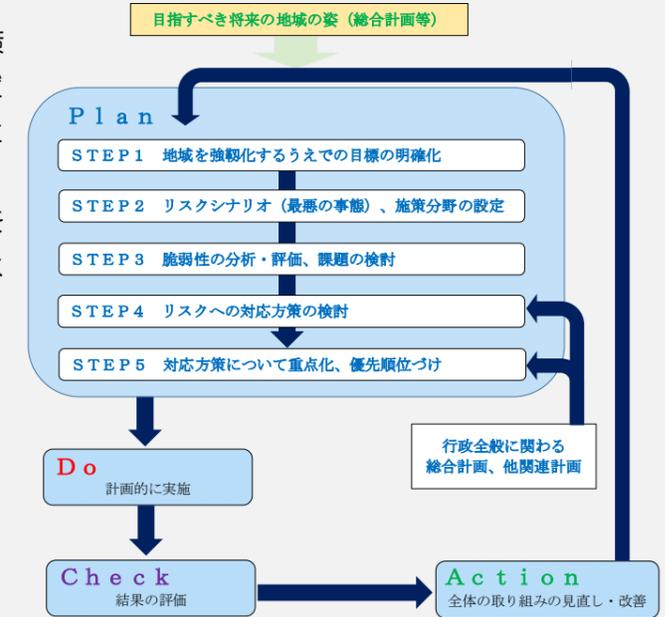
- 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 制御不能な二次災害を発生させない
- 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8. 想定する大規模自然災害

- <最悪の事態の要因>
- A. 南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波
  - イ. 大規模な風水害

9. 個別施策分野

- A 行政機能／警察・消防等
- B 住宅・都市
- C 保健医療・福祉
- D エネルギー
- E 情報通信
- F 産業
- G 交通・物流
- H 農林水産
- I 地域保全
- J 環境
- K 土地利用



●三豊市の地域特性●

- 地勢：平成 18 年 1 月 1 日に三豊郡の旧 7 町が合併し誕生しました。香川県西部に位置しており、西側は瀬戸内海の燧灘に面し、仁尾港の沖合に大鷲島、小鷲島が浮かんでいます。北側では、詫間湾をはさみ栗島、志々島が浮かんでおり、その先に備讃瀬戸が広がっています。北東部は象頭山（琴平山）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈を境に徳島県に接しています。
- 面積：222.70km<sup>2</sup> 香川県内で 2 番目の規模
- 人口及び世帯：65,524 人、22,761 世帯
- 交通：北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号、JR 予讃線が、南東部には、南北に国道 32 号、JR 土讃線が走り、幹線交通軸を形成しています。さらに、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港とマリナーズの盛んな仁尾港の 2 つの地方港湾（香川県管理）を有しています。

10. 起きてはならない最悪の事態とその対応策

大規模自然災害として想定する「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」、「大規模な風水害」に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国及び県の計画との調和を考慮し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を33項目設定しました。想定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な対応策を次のとおり取りまとめました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な対応策
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○防災拠点の整備 ○住宅・建物等の耐震化 ○住宅密集地の改善等
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化 ○消防車両の確保
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○防火・防災意識の向上 ○適切な避難のための情報伝達 ○避難経路の検討
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水	○総合的な治水対策・雨水対策の推進 ○洪水・内水予想範囲の周知啓発
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	○土砂災害対策の実施 ○土石流や山地災害に備えた啓発活動 ○老朽ため池の整備
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報通信施設の強化 ○避難行動要支援者台帳の整備と情報の有効活用
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○食料及び飲料水の備蓄 ○市民の備蓄体制 ○緊急輸送のための道路施設の整備促進
		2-2	長期にわたる離島・山間部等の孤立	○島しょ部及び山間部等の物資備蓄、物資調達の工夫 ○情報伝達設備の整備
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○消防署所及び消防団の機能強化 ○自主防災活動の育成推進 ○DMATとの連携
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○病院等の災害対応設備の充実 ○社会福祉施設等における自家発電設備の整備
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足	○帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備 ○鉄道施設の耐震性向上と早期復旧
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○JMATの活動に必要な体制の整備 ○県外との相互応援体制の構築
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○予防・治療活動に必要な体制の整備 ○予防及び防疫体制の構築
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○避難地域の防犯対策 ○相互応援体制の整備 ○警察機能の確保
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通安全施設の耐震性強化 ○交通施設の整備
		3-3	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○市の業務継続体制(BCP)の整備 ○公共施設の耐震化 ○市職員の体調管理
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○防災拠点施設の電力確保対策 ○通信設備バックアップ体制の整備
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態	○災害時情報提供の多重化 ○情報伝達設備の整備 ○情報通信機器の耐震性強化
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○燃料供給ルートの確保 ○中小企業向けBCP策定セミナーの開催 ○給油所の確保
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○関係事業者による合同訓練の実施 ○有害物質の飛散・流出の防止
		5-3	食料等の安定供給の停滞	○農地の塩害対策 ○運送事業者等との連携 ○漁港施設の機能強化の整備
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○事業者における安全対策 ○再生可能エネルギー等の導入促進 ○電力供給の確保
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○地下水の保全と再生水の供給環境整備 ○上水道施設に係る機能復旧力の向上
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○集落排水処理施設の耐震化と集落排水処理BCP策定 ○集落排水の機能保全
		6-4	陸・海・空のネットワークが分断する事態	○道路啓開作業の円滑化 ○緊急輸送のための道路施設の整備促進 ○線路の補強対策
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	○住宅密集地の改善等 ○消火活動の体制整備 ○自主防災活動の育成推進
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○住宅、建築物等の耐震化 ○老朽危険空き家の除却 ○交通安全施設の耐震性強化
		7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○効率的かつ効果的な湛水排除の検討 ○排水施設における電源喪失時の対策
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○災害に強い森林づくりの推進 ○地域コミュニティと連携した森林の整備
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画に基づいた対策 ○廃棄物収集処理にかかる対応力強化
		8-2	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態	○業務継続計画「BCP」の更新 ○自治体の人材育成及び民間との連携
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域防災リーダーの育成 ○豊かな心を育む教育 ○避難地域の防犯対策
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○UAVでの被害状況の確認 ○排水施設の防災対策及び機能確保 ○雨水対策の推進

※ 網掛けは、「特に回避すべき最悪の事態」を示す。